

「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」に学生が罹患した場合の取り扱いについて

神戸大学医学部保健学科

1. 目的

以下の2点を目的とする。

- (1) 罹患した学生が必要な治療に専念できるように環境を整えること。
- (2) 罹患した学生からの2次感染によって学内での感染症蔓延を予防すること。

2. 取り扱い

感染症の種類及び出席停止する期間は、学校保健法に準じたものとする。

下記の感染症に罹患した学生は、必要な手続きを行うことにより、療養に必要な期間を出席停止することとし、以下のとおり取り扱う。

講義：欠席扱いとはしない。

試験：適宜担当教員が追試・レポート等による対応策を講じる。

実習の場合：担当教員の判断により、必要な措置をとる。

(1) 第1種学校感染症

- ① 感染症名 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）

②期間 治癒するまで。

(2) 第2種学校感染症

- ①感染症名 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）

を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

②期間 下記のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師においてその感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

i インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

ii 百日咳：特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

iii 麻疹：解熱した後3日を経過するまで。

iv 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。

v 風疹：発疹が消失するまで。

vi 水痘 :すべての発しんが痂皮化するまで。

vii 咽頭結膜熱 :主要症状が消退した後2日を経過するまで。

viii 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎:病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(3) 第3種学校感染症

① 感染症名 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

② 期間 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3. 学生の手続き

医師により学校感染症に罹患したと診断された学生は、以下の手続きをとる。

(1) 診断を受けたとき

教務学生係に学校感染症に罹患した旨を連絡し、診断書を提出する。

病状により登校することが困難な場合は、教務学生係に電話で連絡し、手続きの指示を仰ぎ、回復の後に速やかに診断書を提出する。

(2) 治癒後登校するとき

医師に、治癒し登校に支障がないこと及び感染のおそれがないことを確認する。

4. 学校側の手続き

(1) 受診相談<専攻の教員、保健管理室>

学校感染症に罹患したことが疑われる、または罹患のおそれのある学生を把握した場合は、速やかに適切な医療機関を受診させ、医師より診断と治療の指示を受けるよう勧める。

専攻の教員が先に把握し、受診を勧めた場合は、その旨を保健管理室にも連絡をする。

(2) 受付<教務学生係>

学校感染症に罹患した学生から連絡があった場合は、出席停止となること、必要な療養を受けることを伝えるとともに、診断書を提出するよう指示を行う。

教務学生係で受け付けた診断書は、保健管理室で保管する。

(3) 関係者への連絡<教務学生係>療養に関する相談<保健管理室>

教務学生係は、保健管理室へ連絡するとともに、履修教科の担当教員へ教科履修及び試験に関する必要な事項について学生への指示を依頼する。

保健管理室は、学生からの療養に関する相談を受け付け、必要に応じて専攻の教員等へ報告、相談しながら学生が適切に療養を行えるよう支援、助言をする。

(4) 治癒後登校時の確認<保健管理室、実習期間中においては担当教員>

保健管理室は、学校感染症に罹患した学生が治癒後登校する時、医師から、治癒し登校に支障がないこと及び感染のおそれがない旨確認しているか、確認する。

当該学生が実習期間中の場合は、上記について担当教員が学生に確認する。